

## 「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、県内でEV（電気自動車）用充電器（以下、「充電器」という。）を設置している事業者等を対象に、災害などの非常時の無償開放に御協力いただける充電スポットを募集し、当該充電器を「すだちくんEV Charger」として認定し、広く周知することで、電気自動車を動く非常用電源として活用することを促進し、本県における「災害対応力の向上」及び「EV普及を通じた脱炭素化」を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車  
外部から電源をつないで充電できる自動車をいう。
- (2) 申請事業者  
要綱第5条に基づき、本制度を申請する者をいう。
- (3) 認定事業者  
要綱第6条に基づき、認定通知書を通知された者をいう。
- (4) ステッカー  
「すだちくんEV Charger」として認定された充電器に対し、知事が認定事業者へ支給する掲示物のうち、当該充電器に貼付するものをいう。
- (5) 標識  
「すだちくんEV Charger」として認定された充電器に対し、知事が認定事業者へ支給する掲示物のうち、当該充電器の設置場所近辺に掲示するものをいう。

### (対象設備)

第3条 「すだちくんEV Charger」として認定する充電器は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 災害時に使用可能な場合において、無償で電気自動車に充電することができる充電器（急速充電器又は普通充電器）であること
- (2) 既に稼働している充電器であること
- (3) 設置、運用及び管理に起因して生じうる損害に備えるため、適切な保険又は保証制度に加入している充電器であること

### (対象事業者)

第4条 この要綱の規定に基づき、「すだちくんEV Charger」の認定を申請することができる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者又は知事が特に認める者とする。

- (1) 県内に充電器を所有又は設置している事業者、団体及び施設等の管理者（ただし、充電器の所有者が申請事業者と異なる場合は、当該所有者の承諾を得ている者に限る。）
- (2) 申請について、決済サービス事業者から承諾を得ている者（常時充電料金が無料である場合は、この限りでない。）
- (3) 災害時の活用実績について、県から照会があった場合に協力できる者
- (4) 充電器の情報を公表することに対して同意できる者  
(公表する情報)
  - ・ 「すだちくんEV Charger」の種類
  - ・ 「すだちくんEV Charger」の所在地
  - ・ 認定事業者名
  - ・ 認定事業者の連絡先
- (5) 県が実施する脱炭素に関する普及啓発事業に協力できる者

(6) 徳島県補助金交付規則（昭和 58 年徳島県規則第 53 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 第 1 項各号に該当しない者

2 別途指定する事業に基づき設置される充電器についての認定、更新、廃止等の手続については、第 5 条から第 10 条の規定にかかわらず、知事が別に定めるところによる。

(認定申請)

第 5 条 「すだちくんEV Charger」の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第 1 号）及び当該様式に記載の関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

(認定)

第 6 条 知事は、前条に基づく申請書の提出があった場合に、当該申請書の内容を審査し、第 3 条及び第 4 条の要件を具備することが確認できた際は、認定通知書（様式第 2 号）により申請事業者へ通知し、「すだちくんEV Charger」として認定する。

(充電器の更新)

第 7 条 認定事業者は、「すだちくんEV Charger」に登録されている対象設備を更新する場合、対象設備の更新届出書（様式第 3 号）に添えて、速やかに知事に届け出るものとする。

(ステッカー等の支給)

第 8 条 知事は、前条の規定によって「すだちくんEV Charger」として認定した充電器に対してステッカー及び標識を支給する。なお、ステッカーについては当該充電器の視認しやすい箇所に、標識については、当該充電器の設置場所近辺に掲示すること。

ただし、設置場所の状況等により物理的に標識の掲示が困難である場合は、県との協議により標識の掲示を省略することができる。

2 1 充電器につき支給するステッカー及び標識は 1 枚までとする。ただし、次の各号に該当する場合、ステッカー又は標識の再支給を知事が認める場合はこの限りでない。なお、再支給を希望する認定事業者は、各様式に添えて知事に届け出なければならない。

(1) 認定後、「すだちくんEV Charger」を同一の施設内、あるいは異なる施設へ移設した場合（様式第 4 号）

(異なる施設に移設した場合、ステッカー及び標識についても移設すること。)

(2) 経年による劣化や損傷等により、ステッカー又は標識の内容の確認が著しく困難と判断される場合（様式第 5 号）

(3) 盗難・紛失等によりステッカー又は標識を亡失した場合（様式第 6 号）

(4) 設備の更新によりステッカー又は標識の移設が困難な場合

(認定の取消し)

第 9 条 知事は、次の各号に該当する場合において、「すだちくんEV Charger」の認定を取り消すものとする。

(1) 認定後、第 3 条及び第 4 条に規定する事項に合致しない等の事態が判明したとき

(2) 認定事業者の都合により、「すだちくんEV Charger」としての運用を廃止し、ステッカー又は標識の掲示を終了するとき

(3) 「すだちくんEV Charger」として認定されている充電器を撤去・処分するとき

(4) その他、知事が必要と認めたとき

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を付して当該認定事業者に通知するものとする。

3 認定事業者は、第 1 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、廃止届出書（様式第 7 号）及び当該様式に記載の関係書類を添えて、事前に知事に届け出ること。

4 認定事業者は、第1項の規定による認定の取り消しがあったときは、速やかにステッカー及び標識を廃棄しなければならない。

(所有権の変更)

第10条 認定事業者は、「すだちくんEV Charger」の認定事業者を変更する場合は認定事業者の変更届出書（様式第8号）及び同意書（様式第9号）に関係書類を添えて、知事に届け出るものとする。なお、当該事実が発生した日から1か月以内に、届け出るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

徳島県知事 殿

(申請者) 所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

(担当者) 所属  
職  
氏名  
電話番号

### 認定申請書

次の1、2に記載の充電器について「すだちくんEV Charger」の認定を受けたいので、「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請充電器数

充電器： \_\_\_\_\_ 箇所

2 充電器の概要

No	設置した充電器の住所	出力	口数	充電器メーカー (型番)	決済サービス事業者名
1		kW	口	( )	
2		kW	口	( )	
3		kW	口	( )	
4		kW	口	( )	
5		kW	口	( )	

3 標識・ステッカー等配布希望数（原則、1充電器1枚までです。）

標識： \_\_\_\_\_ 枚

ステッカー： \_\_\_\_\_ 枚

#### 4 企業の概要

(1) 設立年月日

(2) 資本金

(3) 従業員数

(4) 業 種

#### 5 同意事項

(1) ホームページのリンク掲載可否

県ホームページの公表内容に「申請者」のホームページのリンクを掲載することに

同意します  同意しません（どちらかにをお願いします。）

同意いただける場合は、以下に申請者ホームページの URL をご記載ください。

申請者ホームページ URL : \_\_\_\_\_

(2) 充電器への保険加入

申請の充電器については保険に加入しています。（をお願いします。）

(3) 決済サービスについて

本申請について、決済サービス事業者からの同意を得ています。（をお願いします。）

(4) 充電器所有者の承諾について（※申請者が充電器の所有者でない場合のみ）

本申請について、充電器所有者からの同意を得ています。（をお願いします。）

#### 6 関係書類

<設置箇所ごとに提出>

(1) 充電器の設置場所が確認できる資料

(2) 充電器の写真（申請日前1か月以内のもの）

(3) 充電器の利用状況が確認できる資料

<必要に応じて提出>

(4) その他、県が必要と認める書類

殿

徳島県知事 後藤田 正純

### 認定通知書

様式第1号によって申請のあった対象設備について、「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱（以下、「実施要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり認定しましたので通知します。

#### 記

「すだちくんEV Charger」として認定

・充電器： 箇所

No	設置した充電器の住所	出力	口数	充電器メーカー (型番)	決済サービス事業者名
1		kW	口	)	
2		kW	口		
3		kW	口		
4		kW	口		
5		kW	口		

#### 【注意事項】

実施要綱第9条第1項第2号及び第3号に該当することとなった場合は、廃止届出書（様式第7号）を提出してください。

（実施要綱抜粋）

第9条 知事は、次の各号に該当する場合において、「すだちくんEV Charger」の認定を取り消すものとする。

(1) 認定後、第3条及び第4条に規定する事項に合致しない等の事態が判明したとき

(2) 認定事業者の都合により、「すだちくんEV Charger」としての運用を廃止し、ステッカーまたは標識の掲示を終了するとき

(3) 「すだちくんEV Charger」として認定されている充電器を撤去・処分するとき

(4) その他、知事が必要と認めたとき

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、その理由を付して当該認定事業者へ通知するものとする。

3 認定事業者は、第1項第2号及び第3号に該当する場合は、廃止届出書（様式第7号）及び当該様式に記載の関係書類を添えて、事前に知事に届け出ること。

4 認定事業者は、第1項の規定による認定の取り消しがあったときは、速やかに標識及びステッカーを廃棄しなければならない。

徳島県知事 殿

(届出者) 所在地  
 名称  
 代表者名  
 電話番号

(担当者) 所属  
 職  
 氏名  
 電話番号

届出書（対象設備の更新）

次の「すだちくんEV Charger」に係る対象設備を更新したため、「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

1 対象設備の更新

No		設置した充電器の住所	出力	口数	充電器メーカー (型番)	決済サービス 事業者名
1	旧		kW	口	( )	
	新		kW	口	( )	
2	旧		kW	口	( )	
	新		kW	口	( )	
3	旧		kW	口	( )	
	新		kW	口	( )	
4	旧		kW	口	( )	
	新		kW	口	( )	
5	旧		kW	口	( )	
	新		kW	口	( )	

## 2 更新理由

No	更新日	更新理由
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
4	年 月 日	
5	年 月 日	

## 3 標識・ステッカー等配布希望数

(標識及びステッカーの移設が困難な場合に限りです。)

標識 : \_\_\_\_\_枚

ステッカー : \_\_\_\_\_枚

配布理由 : \_\_\_\_\_

## 4 関係書類

- (1) 認定通知書の写し
- (2) 充電器の設置場所が確認できる資料  
(更新した充電器の設置場所が確認できる図面や見取り図等)
- (3) 更新した充電器の写真  
(充電器の全体が確認できる写真)
- (4) その他、県が必要と認める書類

徳島県知事 殿

(届出者) 所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

(担当者) 所属  
職  
氏名  
電話番号

## 届出書（移設）

次の「すだちくんEV Charger」について、移設しましたので、「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

## 1 移設した「すだちくんEV Charger」

No	設置した充電器の住所	認定通知書文書番号	認定通知書発行年月日
1	(移設前) (移設後)	第 号	年 月 日
2	(移設前) (移設後)	第 号	年 月 日
3	(移設前) (移設後)	第 号	年 月 日
4	(移設前) (移設後)	第 号	年 月 日
5	(移設前) (移設後)	第 号	年 月 日

## 2 関係書類

- (1) 認定通知書の写し
- (2) その他、県が必要と認める書類

徳島県知事 殿

(届出者) 所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

(担当者) 所属  
職  
氏名  
電話番号

## 届出書（標識・ステッカーの劣化・損傷等）

次の「すだちくんEV Charger」に係る標識、ステッカーについて劣化・損傷が著しく、内容の確認が困難となっているため、「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

## 1 対象の「すだちくんEV Charger」

No	設置した充電器の住所	認定通知書文書番号	認定通知書発行年月日
1		第 号	年 月 日
2		第 号	年 月 日
3		第 号	年 月 日
4		第 号	年 月 日
5		第 号	年 月 日

2 劣化・損傷状況の写真  
(写真については別途任意様式で可)

○標識 (※件数に応じて枠を追加すること)

「No. 1」の標識の写真	「No. 2」の標識の写真
(写真添付)	(写真添付)

「No. 3」の標識の写真	「No. 4」の標識の写真
(写真添付)	(写真添付)

「No. 5」の標識の写真	
(写真添付)	

○ステッカー（※件数に応じて枠を追加すること）

「No. 1」のステッカーの写真	「No. 2」のステッカーの写真
(写真添付)	(写真添付)

「No. 3」のステッカーの写真	「No. 4」のステッカーの写真
(写真添付)	(写真添付)

「No. 5」のステッカーの写真	
(写真添付)	

#### 4 関係書類

<設置箇所ごとに提出>

(1) 認定通知書の写し

<必要に応じて提出>

(2) その他、県が必要と認める書類

徳島県知事 殿

(届出者) 所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

(担当者) 所属  
職  
氏名  
電話番号

## 届出書（標識の亡失）

次の「すだちくんEV Charger」に係る標識を亡失したため、「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

## 1 対象の「すだちくんEV Charger」

No	設置した充電器の住所	認定通知書文書番号	認定通知書発行年月日
1		第 号	年 月 日
2		第 号	年 月 日
3		第 号	年 月 日
4		第 号	年 月 日
5		第 号	年 月 日

2 亡失理由（※件数に応じて行を追加すること）

No.	亡失確認日	亡失理由
1	年 月 日	
2	年 月 日	
3	年 月 日	
4	年 月 日	
5	年 月 日	

3 標識を亡失したことが確認できる写真  
(写真については別途任意様式で可)

「1 No. 1」の標識の写真	「1 No. 2」の標識の写真
(写真添付)	(写真添付)

「1 No. 3」の標識の写真	「1 No. 4」の標識の写真
(写真添付)	(写真添付)

「1 No. 5」の標識の写真	
(写真添付)	

#### 4 関係書類

<設置箇所ごとに提出>

(1) 認定通知書の写し

<必要に応じて提出>

(2) その他、県が必要と認める書類

徳島県知事 殿

(届出者) 所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

(担当者) 所属  
職  
氏名  
電話番号

## 届出書（廃止）

次に記載の「すだちくんEV Charger」を廃止するため、「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱第9条第3項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

## 1 対象の「すだちくんEV Charger」

No	設置した充電器の住所	認定通知書文書番号	認定通知書発行年月日
1		第 号	年 月 日
2		第 号	年 月 日
3		第 号	年 月 日
4		第 号	年 月 日
5		第 号	年 月 日

## 2 理由・方法

○すだちくんEV Charger (※件数に応じて行を追加すること)

No.	理由
1	
2	
3	
4	
5	

## 3 関係書類

<設置箇所ごとに提出>

(1) 認定通知書の写し

<必要に応じて提出>

(2) その他、県が必要と認める書類

徳島県知事 殿

(届出者) 所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

(※認定事業者変更前の事業者が届出者となること)

(担当者) 所属  
職  
氏名  
電話番号

### 届出書（認定事業者の変更）

次頁に記載の設備の認定事業者を、下記のとおり変更しましたので、「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届出いたします。

#### 1 対象設備の認定事業者の変更

	変更前	変更後
事業者名		
設立年月日		
資本金		
従業員数		
業種		

#### 2 認定事業者変更の年月日

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

#### 3 認定事業者変更の理由

#### 4 対象設備

No	設置した充電器の住所	認定通知書文書番号	認定通知書発行年月日
1		第 号	年 月 日
2		第 号	年 月 日
3		第 号	年 月 日
4		第 号	年 月 日
5		第 号	年 月 日

#### 5 関係書類

- (1) 認定事業者変更後の事業者の同意書（様式第9号）
- (2) 認定通知書の写し
- (3) その他、県が必要と認める書類

徳島県知事 殿

（提出者） 所在地  
名称  
代表者名  
電話番号

（※認定事業者変更後の事業者が提出者となること）

（担当者） 所属  
職  
氏名  
電話番号

## 同意書

「すだちくんEV Charger」認定制度実施要綱第1条に規定の目的のため、様式第8号にて、認定事業者が変更となった充電器（以下、「対象設備」という。）について、引き続き「すだちくんEV Charger」として活用することについて同意いたします。

### 【同意事項】

（1）ホームページのリンク掲載可否

県ホームページの公表内容に「提出者」のホームページのリンクを掲載することに  
 同意します  同意しません（どちらかにをお願いします。）

同意いただける場合は、以下に提出者ホームページのURLをご記載ください。

提出者ホームページURL： \_\_\_\_\_

（2）対象設備への保険加入

対象設備については保険に加入しています。（をお願いします。）

（3）決済サービスについて

対象設備について、決済サービス事業者からの同意を得ています。（をお願いします。）

（4）充電器所有者の承諾について（※提出者が充電器の所有者でない場合のみ）

本申請について、充電器所有者からの同意を得ています。（をお願いします。）